

重度障害者医療費助成制度

< 重度心身障害者医療費助成制度 >とは

対象となる方が公的医療保険による医療を受けたとき、支払った医療費の一部を助成する制度のことをいいます。制度も新しくなり、役所で医療費の助成の請求申請が必要だった手続きが省略され、病院で受給者証を提示することで後日振り込まれるなどと負担を減らすことになっています。

< 対象となる人 >

- ・身体障害者手帳1級または2級を持っている方。（*内部障害は3級）
- ・療育手帳A程度を持っている方。（愛の手帳1・2度）
- ・身体障害者手帳3級に加えて療育手帳B1程度を持っている方。（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害の内部障害）

※市区町村によっては

「精神障害者保健福祉手帳1級」

「特別児童扶養手当1級」 をお持ちの方なども対象となっている場合があります。

< 次に該当する人は助成を受けることができません。 >

- ◆生活保護を受給されている人
- ◆3才未満の乳幼児で、子ども医療費の助成を受けることができる人
- ◆65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度に加入していない人
- ◆障がい者本人の前年（1月から9月までの申請の際は前々年）の所得（※注）が所得制限額（特別障害者手当の所得制限に準拠）を超える人
- ◆配偶者の前年（1月から9月までの申請の際は前々年）の所得（※注）が所得制限額（特別障害者手当の所得制限に準拠）以上の人

※注：一定の控除を差し引いた額